

大正期における原級留置の実態と特別学級の成立

——新潟県 U 小学校の事例を中心に——

戸崎敬子*・清水寛**

1923 (大正 12) 年に劣等児の特別学級が設置された新潟県 U 小学校について、学業成績不良児と関連の深い原級留置児を学籍簿をもとに分析し、実態を解明するとともに、その背景、および特別学級成立と原級留置との関連を考察した。本論文では次の諸点が明かになった。1. U 小では 1921 (大正 10) 年頃まで原級留置児が多い。2. 原級留置児は 1 学年と 5~6 学年で特に多い。その後の進路は低学年では進級、高学年では退学となる割合が高い。3. 留置措置後「就学免除・猶予」となる事例では知的障害を推測できる成績不良児が多い。4. 原級留置児の成績は算術が特に低い。しかし留置措置は教科全体の平均成績、操行、出席状況等を総合して決定されている。5. 原級留置児の背景に、貧困な教育条件と児童の生活状況に規定される当校の低学力問題が存在している。6. 当校の特別学級は、低学力問題に対する施策の一環として設置された。また学級設置によって、原級留置の基準が変化した。

キー・ワード：原級留置 特別学級 学業成績不良問題 大正期

I. 本研究の課題と方法

1. 問題の所在

戦前我が国の義務教育制度は、「一定のカリキュラム内容を履習し終わることを義務づけ¹⁾る「課程制」であった。従って、その課程を修了できない児童に対する「原級留置」措置、いわゆる「落第」制を伴うものであった。原級留置となった児童は、進級や卒業ができず、原則として「同一学年に留置され、前年度と同じ内容の学習²⁾」を繰り返すことになる。この原級留置措置を決定するため、成績認定の方法が必要となる。明治前期においては厳密な試験制度が確立し、進級・卒業のための特別な認定試験が実施された。1900 (明治 33) 年の第 3 次小学校令で試験制度は廃止され、「児童平素ノ成績ヲ考査」して学年の修了と卒業が認定されることとなり、課程主義は緩和される³⁾。しかし、一定の成績に達しないものは進級・卒業が認められないという原則は変わりなかった。このように原級留置児とは、諸々の理由で学業成績が一定の基準に達しないために、進級・卒業ができない児童であり、従って、学業成績の最も不良な児童であった。それ故、原級留

置児の問題は、成績不良児 (精神薄弱児を含む) を対象とした特別学級の成立に重要な意味を有していたと考えられる。たとえば、1890 (明治 23) 年に開設され、特別学級の嚆矢といわれる長野県松本尋常小学校の「落第生学級」は、まさに原級留置児を対象とした学級であった⁴⁾。また、東京高等師範付属小学校の特別学級の開設に尽力した樋口長市 (1871—1945 年) は、学級開設の年の 1908 (明治 41) 年に、東京、京都、大阪各市の小学校を対象に原級留置児の実態を調査し、その結果に基づき、彼等の「救済法」の一環として「補助学校、補助学級」の必要性を提唱している⁵⁾。これらの事例に見られるように、原級留置問題の研究は、特別学級の成立過程や、その対象である成績不良児の実態の解明に重要な手がかりとなると考えられる。

ところで、原級留置児が、就学しながら期待された学力が得られない児童であるところから、原級留置を、中途退学と並んで WASTAGE (「損耗」) の 2 つの「現象形態」として捉え、これらに焦点を当てつつ、近代日本の初等義務教育の全体像を解明しようとした研究がある。国立教育研究所「日本の経験—近代日本の初等義務教育における WASTAGE」(1967 年) がそれである⁶⁾。この研究では、主に『文部省年報』の数値を統計的に操作することによって原級留置児と中途退学児

*高知大学教育学部

**埼玉大学教育学部

の増減を推計し、その原因を推論している。しかし、研究の性格もあり、原級留置についてはその概要を把握するに留まっている⁷⁾。

本研究は、原級留置問題に関する上記の問題認識と先行研究の到達点を踏まえ、新潟県 U 小学校の事例に基づいて、原級留置児の実態を明らかにするとともに、実態の背景および、特別学級の設置と原級留置との関連について考察しようとするものである。

2. 本研究の方法

我々は、これまで、個々の特別学級の成立過程や実態を解明するためには、当該校に対する実地調査が不可欠であるという認識から、主に次の 3 方法によって実地調査を進めてきた⁸⁾。それらは、①学校沿革誌、学籍簿、児童能力・個性簿類（名称は多様）、学校誌（記念誌、アルバム）等の保存状況の確認と必要な資料の収集、②当時の教職員・児童・保護者を初めとする学校・学級関係者からの聞き取り、③学校の立地条件、周辺の自然環境、地域の産業・経済・文化等について、関係機関、図書館等における資料の収集である。

そして、こうした作業の中で、戦前の特別学級の実態とその成立過程や背景を見て行く上で、学籍簿がとりわけ重要な史的価値を有することを確めてきた。学籍簿は「小学校における教育原簿であって、恰も一般人の戸籍簿に比すべき重要性を持つところの公簿である。されば学籍簿は学校におけるあらゆる帳簿の原簿⁹⁾」である。この学籍簿を特別学級史研究の基本資料であると考えたのは次の理由からである。第 1 に、小学校に入学した全ての児童を対象に記録されていること、第 2 に、基本的に全国一律の記載様式を取っており、共通の視点で比較・分析が可能なこと、第 3 に、就学と修学のある程度構造的に把握・分析できること。具体的には、学業成績、出欠席、心身の状態、原級留置、中途退学等の関連性が学年の進行の中で見て取れること、第 4 に、政府の義務教育に関する政策の具体的過程やその変容が、児童生徒に関する具体的な記述の中である程度考察し得ること等である。

また、本研究で新潟県 U 小学校の事例を分析対象としたのは、当校には特別学級が設置されており¹⁰⁾、同時に学籍簿が存在しているためである。

こうして本研究では、学籍簿をもとに、1913（大正 2）年度から U 小学校に特別学級が開設された 1923（大正 12）年度の間 U 小学校に入学した児童のうち、原級留置措置を受けた児童の数、留置後の進路、成績・出欠・健康の状況等について分析する。1913 年度からとしたのは、特別学級開設までの 10 年間を見る

Table 1 入学年度別原級留置児数

入学年度	男	女	計 A	就学義務 始生者 B	A/B
1913(大正 2)	1	4	5	129	3.9%
1914(3)	8	6	14	167	8.4
1915(4)	4	4	8	166	4.8
1916(5)	10	5	15	161	9.3
1917(6)	8	8	16	176	9.1
1918(7)	4	4	8	203	3.9
1919(8)	4	4	8	168	4.8
1920(9)	1	1	2	169	1.2
1921(10)	2	2	4	157	1.3
1922(11)	—	—	—	(158)	—
1923(12)	2	2	4	182	1.1
計	42	38	80	1,678	4.8

ことによって、学級開設に至る状況が把握できると判断したからである。この学籍簿の分析結果と、地域の関連史料や聞き取り調査¹¹⁾によって明らかになった地域の地理的・経済的状況、子どもの生活状況や学校の教育条件を関連付けながら、原級留置児の実態とその背景、および特別学級の成立過程を把握するように努めた¹²⁾。

II. 原級留置の実態

1. 入学年度別原級留置児童数

Table 1 は、1913（大正 2）年度から 23（同 12）年度に U 小学校に入学した児童の中で、原級留置措置を受けたことが判明した 80 名（男 42 名、女 38 名）について入学年度別に示したものである（1922 年度は不明）。これらの児童数が全校児童に占める割合は、各当該年度入学児数が不明なため明らかにすることができなかった。そこで、各学年度の「就学義務始生者¹³⁾」を当該年度入学児にほぼ近い数と判断し、それらと原級留置児の数を比較することによって、全児童中における原級留置児の割合を推定しようとした。Table 1 の右欄の数値がそれである。原級留置児の割合は、全年度を通して、男 5.30%、女 4.29%、計 4.73%を占めている。ちなみに、上述の樋口による調査では、在籍児童の 3.09%が原級留置児となっている¹⁴⁾。したがって U 小学校における原級留置児の割合は概して高いと判断できよう。なかでも 1916～17 年に入学した児童では特に高い数値を示している。しかし、大正末期になるにつれ U 小学校の留置児数は減少してゆく。これは Table 2 に示すように全国的動向とも一致してい

大正期における原級留置の実態と特別学級の成立

Table 2 原級留置児数の推移(推計)―尋常科1年児童と入学児童の差から―

年 度	1年児童A	入学児童B	差A - B = C	C / A × 100
1913(大正2)	1,216,401	1,197,856	18,545	1.52
1915(4)	1,326,430	1,302,464	23,966	1.81
1917(6)	1,370,011	1,353,093	16,918	1.23
1919(8)	1,376,463	1,361,121	15,342	1.11
1921(10)	1,422,082	1,409,799	12,283	0.86
1923(12)	1,386,746	1,378,282	8,464	0.61
1925(14)	1,315,929	1,314,843	1,086	0.08

注1：文部省年報各年度より筆者が作成。

注2：1年児童は各年度3月1日調査のもの。入学者は「年度内の事実」。

注3：児童と入学児童の差から1学年の原級留置児を推計した。

る。

2. 原級留置の学年別事例数

Table 3は、U小学校における、該当年度間の学年別原級留置事例数を示した。原級留置児数は80名であるが、同じ児童が2回以上の留置措置を受けている場合があるので、事例数は103例である。これらの内訳を見ると、1学年における事例数が最も多く全体の約30%を占め、次いで5学年、6学年の高学年に多くなっている。1学年で原級留置児が多いことは、樋口の調査結果と同傾向である。その理由について樋口は、「初学年に近き程、落第の効力を認むる教育者多き」ためとし、さらにその原因について、「幼少なる児童程、天与の能力を十分に発動せしめず、或は、発動の時期の、普通の児童よりも後るものあり、従て、原級留置を實行して、その発動の時期の至るを待てば、以後は通常児と伍して、遜色なき成績を挙げ得べきが故なり」と述べている¹⁵⁾。一般に誕生月の違いから来る発達の差異や、入学以前の生活の違いに起因する「能力」の差異が、低学年ほど大きいといえ、こうした低学年の特徴が原級留置児を多くしている要因と考えられる。

さて、樋口の調査によると、「落第生」の数は、「上学年に進むにしたがひて、追々に減少し、最後の学年に至りては、特に、著しく減少する¹⁶⁾」と述べられ、卒業年の4学年で最少となっている（この調査の実施された時点では、尋常小学校は4年制である）。ところで、U小学校の事例では、4学年までは樋口の調査と同傾向であるが、5学年になると留置事例数は再び顕著な増加を見せ、6学年までその傾向は続いている。このような高学年における留置児の増加は、高学年になるに従い、児童の労働力に対する期待が増し、それに伴い欠席が増加すること（後述）、一方4～5学年の時期は発達の転換期に当り¹⁷⁾、教育の内容が一段と複雑さ

Table 3 学年別留置児事例数

留置学年	男	女	計	%
1学年	15(2)例	13 例	28(2)例	27.18
2学年	9(1)	6	15(1)	14.56
3学年	8(1)	6	14(1)	13.59
4学年	1	6(3)	7(3)	6.80
5学年	11(4)	9(1)	20(5)	19.42
6学年	11(5)	8(6)	19(11)	18.45
合計	55(13)	48(10)	103(23)	100.

注：()は留置措置が2度目以上の事例。

を増すこと、従って、出席率の悪化は、学力形成上の困難さを一層増加させること等によると考えられる。

3. 原級留置児の進路

Table 4は、原級留置児の留置後の進路について、留置になった学年別・男女別に示したものである。まず、第1学年で留置措置を受けた28事例についてみると、そのうちの大部分(85.7%)の24事例が、1年間の留置の後2学年に進級している。1学年で留置となった事例では、留置即退学となった事例は見当たらない。2学年、3学年で留置となった児童においても、1年間の留置の後進級する事例が多い(それぞれ73.3%、92.9%)。

4学年で留置となった児童の場合、留置事例数そのものは減少するが、それらの事例中に退学者が目立ってくる(57.1%)。特に女子において顕著である。

留置事例数が再び増加する5～6学年で最も特徴的なことは、留置を契機として退学する事例が多いことである。5学年で40%、6学年で68.4%に上っている。また、6学年の19事例のうち、11事例(57.9%)は2度以上の留置措置を受けた事例である。

以上の分析から、低学年の原級留置は留置後進級に、高学年のそれは留置後退学へと進む事例が多いことが

Table 4 学年別・男女別原級留置後の進路

留置後措置	1 年			2 年			3 年			4 年			5 年			6 年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
留置後進級(卒業)	11	13	24例	7	4	11例	8	5	13例	—	1	1例	5	1	6例	1	—	1例	32	24	56例
昇級認定進級	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
留置中に猶予	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	2
留置中に免除	2	—	2	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	4	—	4
留置後再留置	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	2	2	2	1	3	2	3	5	6	6	12
留置中に退学	—	—	—	—	1	1	—	1	1	1	3	4	3	5	8	8	5	13	12	16	28
留置中に転校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1
計	15	13	28	9	6	15	8	6	14	1	6	7	11	9	20	11	8	19	55	48	103

Table 5 原級留置経験者の消息

消 息	男		女		計	
卒 業	21例	50.0%	14例	36.8%	35例	43.8%
退 学	15	35.7	22	57.9	37	46.3
就学免除	4	9.5			4	5.0
猶予-不明			1		1	
転 校			1		1	
死 亡	2	4.8			2	
合 計	42	100.0	38	100.0	80	100.0

注：留置措置直後の状況とは限らない。

わかる。前者は、樋口の調査で、原級留置措置の教育的意味が低学年においてのみ認められると指摘¹⁸⁾される状況と共通する。高学年の場合重要な特徴は、留置児数が増加するとともに、留置措置が低学年の場合と異なり、教育的意味を失い、退学という新たな教育問題を生んでいることである。

次に Table 5 は、原級留置を体験した児童が、最終的にはどのような形で義務教育との関係を終了しているかについて示したものである。留置経験後進級し、尋常小学校の卒業まで至ったのは男子半数(50.0%)、女子は1/3強(36.8%)にすぎない(一部死亡や転校もある)。女子の場合、留置児数は男子よりも少ないが、一旦留置を体験すると退学に至るケースは多い。当時(1913~23年)の入学者に対する卒業率の全国平均は80.3~91.5%である¹⁹⁾のに比べ、該当事例の卒業に至る割合は驚くべき低さである。特に女子においては著しい。また、退学の理由についても男女の明確な差が読み取れる(Table 6)。

4. 「就学免除・猶予」児童の実態

U小学校の80名の原級留置の中で、4名の「就学免除」と1名の「就学猶予」の事例がある。これらの事

Table 6 退学理由別事例数

退学理由	男		女		計	
学齢満期	9例	60.0%	4例	18.2%	13例	35.1%
出 寄 留	5	33.3	16	72.7	21	56.8
そ の 他			1	4.5	1	2.7
不 明	1	6.7	1	4.5	2	5.4
合 計	15	100.	22	100.	37	100.0

例について、原級留置から「就学猶予・免除」に至る経過を見ると次のとおりである。

○事例1(女、1906年11月生まれ)

1913(大正2)年4月：入学。1918(大正7)年3月：「不認定」(理由は不明)。1918年7月~19年3月：「就学猶予」。1919年4月~20年3月：「就学猶予」。その後の消息は不明(読み取り不能)。1~4学年まで通常に進級している。

○事例2(男、1908年2月生まれ)

1914(大正3)年4月：入学。1916(大正5)年3月：「原級据置」(理由は「成績不良」)。1916年3月：「白痴免除」。1学年の成績は、修身3、国語4、算術0、唱歌5、体操5、通約(平均)3、操行乙。

○事例3(男、1913年3月生まれ)

1919(大正8)年4月：入学。1920年3月：「原級据置」(理由は「成績不良」)。1921(大正10)年3月：再び「原級据置」(理由は「免除出願中」)。1921年4月：「白痴ノ為免除」。認定された成績は無い。

○事例4(男、1913年2月生まれ)

1920(大正9)年4月：入学。1921年3月：「原級据置」(理由は成績不良と推定される)。1921(大正11)

大正期における原級留置の実態と特別学級の成立

年?月～22年3月：「猶予」。1922年4月：再入学。1923
 (大正12)年3月：「原級据置」。1923年6月：「就
 学免除」。認定された成績は無い。

○事例5 (男、生年月日は不詳)

1923 (大正12)年4月：入学。1928 (昭和3)年3月：
 「停級」(理由は「欠席多ク採点出来ズ」。1928年12
 月：「病氣ノタメ」「免除」。1～4学年まで通常に進級
 している。

まず、「就学猶予」の例(事例1)について見る。こ
 の事例は、4学年までは教科成績(10点評価で6～7)・
 出席状況(各学年とも99%以上)共に留置となるよう
 な状況ではない。しかし、5学年で突然原級留置となっ
 ている。これらを考え合わせると、何らかの環境的な
 要因か、あるいは疾病等により就学が困難となり、原
 級留置を来したと考えられる。そして、そのまま「就
 学猶予」を2回繰り返した後、退学していったものと
 推定される。

「就学免除」の4例(事例2～5)について見ると、
 うち3例(事例2～4)が「成績不良」により原級留置、
 後「就学免除」となっている。そのうち事例2および
 3の2例は「白痴」のため「免除」と表現されており、
 知的な能力にかなり遅れがあったことが理解できる。
 事例4も、1学年の時点から留置、「就学猶予」、再入学、
 再留置、その後「免除」という経過を経ており、この
 経過から相当の知的障害が推定される。事例5は「病
 氣」を理由とした「免除」措置であるが、欠席の状況
 (1学年1日、2学年19日、3学年69日、4学年38
 日、5学年115日)を見ると、病気が年ごとに悪化
 していることが推測できる。

以上のように、事例数は少ないが、これら「就学免
 除・猶予」の中には、環境的要因、知的障害および疾
 病による事例が含まれ、いずれも、その経過から、就
 学がかなり困難になっていたことが推測される。特に、
 知的能力の障害を主とする著しい成績不良児は、最も
 就学困難とみなされていたことが理解できる。

5. 留置児の成績、出欠席および健康の状況

学籍簿には、原則として認定された成績が記入され
 るので、原級留置のように成績が認定されない場合、
 その時点での成績は記録されない。つまり学籍簿で判
 明する成績は、原級留置にならずに進級できた学年に
 おけるそれであり、原級留置の際の成績を学籍簿から
 明らかにすることはできない。しかし、学籍簿に記載
 された該当児の成績を分析することにより、彼等の学
 業成績の傾向を推測することは可能である。

Table 7は、成績が判明した原級留置児について、学

Table 7 成績認定時における成績

		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年
該 当 事 例 数	男	37	36	37	36	24	21
	女	34	33	33	31	24	14
	計	71	69	70	67	48	35
国 語 成 績	男	6.1	5.4	5.4	5.0	5.1	4.8
	女	6.0	4.8	5.3	5.0	5.2	4.7
	計	6.0	5.1	5.3	5.	5.1	4.8
算 術 成 績	男	4.8	4.5	5.2	4.4	4.1	3.0
	女	5.0	4.	4.5	4.3	4.3	3.5
	計	4.9	4.3	4.9	4.4	4.2	3.2
修 身 成 績	男	5.3	5.3	5.3	4.8	5.4	4.5
	女	5.1	4.6	5.6	5.0	4.8	4.5
	計	5.2	5.0	5.5	4.9	5.1	4.5
体 操 成 績	男	6.3	6.4	6.1	6.	6.8	6.2
	女	5.9	5.9	5.9	6.0	6.5	6.1
	計	6.1	6.2	6.0	6.0	6.6	6.1

注：成績は10点評価

年ごとに成績の平均を示したものである(10点評価に
 よる)。取り上げた教科は、基礎学力に最も関わる国語
 と算術、教科の中で最も重視されている修身、および
 身体的な力に関わる体操である。また4教科の学年ご
 と、および全学年を通しての評価の分布状況を Table
 8、Fig.1で示した。

まず、体操が比較的高い評価で高学年まで推移して
 いるのに比べ、他の3教科では、高学年になるに従い
 成績が下降傾向を示している。しかも、低学年におい
 ては0～10点の広範囲に分布しているが、高学年では、
 高い評価のものが無くなり、低い評価の狭い範囲に分
 布している。

これらの教科の中では、算術が最も困難な教科であ
 り、次のような傾向が見られる。まず、平均点が著し
 く低く、上学年に進むに従い下降傾向は特に顕著で、
 6学年では平均成績が3程度である。また、他の教科に
 は見られない成績「0」が全学年を通して7事例(1.9%)
 見られる。成績分布においても、低い成績の児童が多
 いこと、さらに、低学年では0～10にわたる広範囲な
 分布であるのに、6学年では高い成績の児童は皆無と
 なり、0～6の間に分布する等成績の全体的な低下が顕

Table 8 教科別・学年別成績分布（事例数）

成績	国語							算術							修身							体操						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
1	1	3	2	1	0	0	7	5	7	3	2	0	1	18	2	3	1	2	0	0	8	0	0	1	1	0	0	2
2	0	3	4	2	0	1	10	9	10	3	6	4	7	39	1	2	2	3	2	2	12	0	1	1	0	0	2	
3	2	6	1	7	5	5	26	7	7	13	13	11	11	62	3	5	6	3	2	6	25	0	0	1	3	1	0	5
4	6	10	13	11	6	7	53	7	15	15	17	12	9	75	16	17	7	16	11	9	75	4	6	4	2	0	3	19
5	13	18	17	23	21	12	104	8	9	12	17	8	3	57	17	21	17	25	14	8	102	13	10	12	13	5	3	56
6	20	17	19	16	10	8	90	13	6	8	4	6	2	39	14	10	21	10	15	10	80	28	26	25	28	15	17	139
7	17	5	5	4	5	2	38	9	4	6	5	4	0	28	14	5	9	5	2	0	35	17	18	14	11	17	10	87
8	9	4	8	1	1	0	23	6	4	7	1	0	0	18	2	2	5	0	1	0	10	6	5	8	8	8	2	37
9	1	3	1	2	0	0	7	3	4	3	2	1	0	13	1	4	2	3	1	0	11	2	3	2	1	2	0	10
10	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

著である。

出席状況も成績と同様、留置年度については不明なため、進級している年度の出席日数の記録から傾向を見ることにする。

Table 9 は学年別・男女別の出席率を、Table 10 は出席率の分布状況を示している。1 学年と 5～6 学年で低く、2～3 学年で高くなっている。男子よりも女子の方が低く、特に高学年で女子の出席率は低い。6 学年女子で出席率を確定できる 12 事例の中で、出席率 90% 以上は 5 例に過ぎず、他は、40% 台 1 名、50% 台 1 名、60% 台 1 名、70% 台 1 名、80% 台 3 名であり、平均は 82% にすぎない。全体の出席率の分布状況を見ても、95% 以上の事例が男子では約 67% であるが、女子では 56% である。このように男子に比して女子の出席状況は悪い。

さて、この時期の学籍簿の主な記述は、児童の「学業成績」「在学中出席及欠席」および「身体ノ状況」に関する事項であり、「身体ノ状況」は、身長、体重、胸囲の他に、脊柱、体格、眼疾、耳疾、歯牙、疾病の各項目について簡単な記述がなされている²⁰⁾。該当児について「身体ノ状況」の記述で特徴的なことは、「眼疾」および「耳疾」に関する事項が多いことである。「身体ノ状況」欄が明確に読み取れる事例（1 児童 1 学年を 1 事例として 204 事例）について、眼疾と耳疾の記述事項をまとめたのが Table 11 である。これによって判明したことは、トラホーム罹患児が極めて多いことである。延べ 204 事例中、92 事例（45.1%）にトラホームの記述（「中トラ」「軽トラ」等）が見られた。これらの事例は、全該当児童 80 名のうちの 55 名にのぼっている。大正期における小学校児童トラホーム罹患率の全国平均は 18.0（1913 年）～14.1（1926 年）% と推移している²¹⁾が、これらに比較して、該当児の罹患率の高

Table 9 成績認定時における学年別出席率

学年	男	女	計
1 学年	30事例91.6%	29事例92.9%	59事例92.2%
2 学年	33 95.8	31 92.6	64 94.2
3 学年	35 95.6	30 93.9	65 94.8
4 学年	34 92.1	26 93.7	60 92.8
5 学年	23 92.3	21 91.5	44 92.0
6 学年	20 93.2	12 82.3	32 89.1

Table 10 出席率の分布

出席率	男	女	計
40.0～49.9	1人 0.6%	1人 0.7%	2人 0.6%
50.0～59.9	4 2.9	2 1.3	6 1.9
60.0～69.9	3 1.7	7 4.7	10 3.1
70.0～79.9	6 3.4	6 4.0	12 3.7
80.0～89.9	15 8.5	22 14.8	37 11.4
90.0～94.9	28 16.0	27 18.1	55 17.0
95.0～99.9	100 57.1	69 46.3	169 52.2
100	18 10.3	15 10.1	33 10.2
計	175 100.0	149 100.0	324 100.0
平均出席率	93.6	92.1	92.9

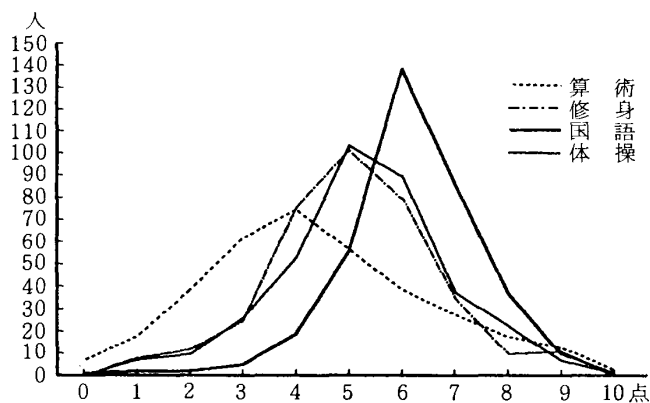


Fig. 1 教科別成績分布

大正期における原級留置の実態と特別学級の成立

さが理解できる。また、「耳疾」に関して記述されているものも多く、最も多いのは「ティネイ」（耳垢の程度のひどい状態と思われる）である。これらを通して、該当児たちの衛生環境の劣悪さが推測される²²⁾。

6. 原級留置の基準

学籍簿の記述を通して原級留置の際の成績や出席の状況を知ることは不可能である。そのため、成績不良でも進級している事例から成績認定の限界状況を捉え、それによって原級留置の基準を推測しようと考えた。

Table 12 は、U 小学校の原級留置児 80 名の各学年の成績の中から、修身、国語、算術の主要 3 教科のいずれか、または全教科の平均が 0~2 の低い成績にある事例を選択したものである。これらの成績は、この時期における U 小学校の成績認定の最下限を示しているといつてよいであろう。

ところで、Table 12 から、1 教科の成績不良だけでは、成績 0 であっても、原級留置とはならないことがわかる。算術や国語において 0 や 1 がある事例でも、それ以外の教科（図画、唱歌、体操、裁縫等）で比較的高い評価を得ることによって、全体としての成績を高くしている児童も少なくない。

このように、成績認定における重要な基準は、各教科全体を平均した成績（学籍簿では大正 4 年度入学児まで「通約」と表現されている）であると考えられる。原級留置は原則として、これら教科の平均と、操行の評価（これは甲乙丙の表記）および出席状況から決定されたと考えられる。

ところで、該当事例の中に、教科平均成績が 1~2 であっても当該学年の修了が認定されている事例が 1921（大正 10）年以前で 2 例、1922 年以降 3 例見られる。後者の 3 事例は同一児童の 2~4 学年までの成績である。これら 5 事例は該当事例の中でも特に成績が不良であり、成績認定の特例的事例であったと考えられる。

たとえば、事例 1 の女子はこの時 2 学年で、国語、算術、修身ともに 1 であり、著しい成績不良の状態であるが、留置措置を受けていない。操行は乙、出席率は 73.3% と低い。該当児は農家の長女である。5 学年で留置、その後退学するまで、年々「事故」を理由とする欠席（「欠席日数」の欄は「病気」と「事故」とから成っている）が多く（1 学年 83.5%、3 学年 76.4%、4 学年 64.3%）、修学の困難をもたらす生活上の問題を推測させる。この児童の他の学年の教科平均成績は、1 学年 5、3 学年は 6、4 学年は 4 であり、この 2 学年で特

Table 11 該当児の健康状況

耳鼻疾患	無		トラホーム し 有 り		合 計	
	例	%	例	%	例	%
無 し	57例	28.0%	47例	23.0%	104例	51.0%
耳 垢	0		2	1.0	2	1.0
ティネイ	48	23.5	37	18.1	85	41.7
中 耳 炎	5	2.5	3	1.5	8	3.9
鼓膜穿孔	0		1		1	
鼻カタル	0		1		1	
扁桃腺	1		1		2	1.0
不 明	1		0		1	
計	112	54.9	92	45.1	204	100.0

に低い成績を得ている。

例 2 の児童が教科平均成績 2 となったのは 3 学年である。この年、前年度までの成績状況に比して（1・2 学年ともに平均成績 6）、急激に悪化している。出席率は、1 学年 81.8%、2 学年 88.8%、3 学年 63.9% で、3 学年時における成績の悪化は、出席率の急激な低下によると思われる。当該児童の家庭も農家である。本児の場合、2~4 学年にかけて病気を理由とした欠席が多く（3 年間の全欠席日数 197 日のうち 70 日）、3 学年の「体格」は「弱」と記録されていること等からみて健康上の問題を持っていたことが分かる。

以上の 2 事例は、ともに教科平均成績 2、操行乙で成績認定されている数少ない事例であるが、これらには共通した特徴がある。まず、「2」の評価を受けた年度は、出席率において急激な下降を見せ、何らかの就学上の困難が生じたことを推測させる。また、前年度までの成績はそれぞれ中程度であり、したがって、2 という評価は、当該年度の特別な状況の反映であるといえ、成績認定に際しこうした事情が考慮されたのではないかと考えられることである。

次に事例 3 であるが、この男児は 1919（大正 8）年に入学している。すでに 1 年時点で「成績不良ニ付」原級留置となり、1 年間の留置後、教科平均成績 5 で 2 学年に進級している（1921 年 4 月）。その後の成績は 2 学年 2、3 学年 1、4 学年 1 と認定されている。出席率は、1 学年不明（読み取り不能）、2 学年 95.4%、3 学年 97.9% と高く、4 学年で 56.0% と低くなっている。2、3 学年の出席や成績の状況からは、少なくとも 2 や 1 の成績が、生活上の問題から来していると判断できるものは見出しにくく、むしろ本人の「能力」に由来していると考えられる。この点で当該事例は前 2 事例と異なった傾向を見せている。「1」で認定されるという状

Table 12 成績認定の限界状況一極めて成績不良で成績認定された事例

事例番号	性別	学年	国語	算術	修身	体操	平均	操行	出席率	成績認定年
	男	1年	4	1	5	6	4	乙	97.6	1915(大正4)
	男	1年	4	0	3	5	3	乙	70.9	1915(4)
	男	1年	8	2	8	7	6	乙	96.4	1915(4)
	男	1年	7	2	6	7	4	乙	91.5	1915(4)
	男	1年	5	1	5	6	5	乙	85.0	1915(4)
	女	1年	3	2	5	5	4	乙	63.9	1915(4)
	男	2年	3	1	3	5	3	乙	99.2	1916(5)
	男	2年	4	2	3	6	4	乙	86.7	1916(5)
	女	1年	4	1	4	6	4	乙	91.5	1916(5)
	女	1年	5	2	4	7	5	乙	83.5	1916(5)
	女	2年	1	1	1	4	3	乙	96.8	1917(6)
1	女	2年	1	1	1	4	@ 2	乙	73.3	1917(6)
	男	1年	7	2	6	7	6	?	?	1917(6)
	男	1年	6	2	4	7	5	?	100.0	1917(6)
	女	3年	2	2	3	0	3	丙	98.8	1918(7)
	男	1年	5	2	4	5	5	乙	80.2	1918(7)
	女	1年	8	2	6	7	6	乙	100.0	1918(7)
	男	1年	6	2	4	6	5	乙	93.6	1918(7)
	男	5年	3	0	2	8	4	丙	100.0	1919(8)
	女	4年	3	2	3	3	4	乙	93.7	1919(8)
2	男	2年	2	0	4	6	4	乙	94.1	1919(8)
	男	3年	2	2	2	2	@ 2	乙	63.9	1919(8)
	女	2年	3	0	4	6	4	乙	98.7	1919(8)
	女	2年	3	1	5	7	5	乙	92.9	1919(8)
	女	2年	4	2	4	6	5	乙	95.4	1919(8)
	男	1年	5	3	2	5	4	乙	76.9	1919(8)
	男	1年	4	1	1	4	4	乙	95.8	1919(8)
	女	1年	1	1	1	4	3	乙	89.5	1919(8)
	男	2年	5	2	4	6	5	乙	91.0	1920(9)
	男	2年	7	2	5	7	7	乙	97.5	1920(9)
	男	2年	5	2	4	6	5	乙	99.4	1920(9)
	男	2年	6	2	4	6	5	乙	98.8	1920(9)
	女	2年	3	1	2	5	3	乙	99.2	1920(9)
	女	2年	6	2	3	6	5	乙	99.2	1920(9)
	女	6年	3	2	4	6	4	丙	80.5	1921(10)
	男	4年	3	2	2	3	3	?	?	1921(10)
	男	2年	2	1	4	6	4	乙	99.5	1921(10)
	女	2年	1	1	2	6	3	?	97.5	1921(10)
	男	6年	4	2	5	7	5	丙	95.4	1922(11)
	男	5年	5	2	4	6	4	乙	97.5	1922(11)
	男	5年	3	2	4	5	3	?	?	1922(11)
	男	5年	3	2	4	6	4	乙	54.2	1922(11)
	女	4年	3	2	4	5	4	丙	98.8	1922(11)
3-1	男	3年	1	1	2	5	3	乙	98.8	1922(11)
	男	2年	2	2	1	2	@ 2	乙	95.4	1922(11)
	女	2年	4	2	3	8	5	?	?	1922(11)
	男	6年	5	2	6	7	5	乙	91.7	1923(12)
	男	6年	3	2	4	7	5	乙	98.8	1923(12)
	男	6年	3	2	2	4	3	?	?	1923(12)
	女	4年	2	2	2	3	3	?	?	1923(12)
3-2	男	3年	1	1	1	1	@ 1	乙	97.9	1923(12)
	女	3年	2	1	3	4	3	?	?	1923(12)
	女	4年	5	2	4	6	5	乙	93.4	1923(12)
	男	6年	4	2	4	6	4	乙	85.8	1924(13)
	男	6年	5	2	4	5	4	乙	93.8	1924(13)
	男	6年	5	0	6	7	4	乙	100.0	1924(13)
	女	6年	4	0	5	6	4	乙	99.2	1924(13)
3-3	男	4年	1	1	1	1	@ 1	乙	56.0	1924(13)
	女	4年	3	2	1	5	3	?	?	1924(13)
	女	5年	5	2	5	7	5	乙	91.0	1925(14)
	女	5年	3	0	2	6	3	?	?	1925(14)
	女	6年	2	1	2	5	3	?	?	1926(15)
	男	3年	2	2	4	5	4	乙	98.4	1926(15)
	男	4年	2	1	2	5	3	乙	81.9	1927(昭和2)

注1：成績認定は各年とも3月時。

注2：「平均」は、1916年度以降の入学児童については、少数第1位で四捨五入(1915年以前は学籍簿記載の「通約」のとおり)。

注3：@は教科平均成績が1～2を示す。

大正期における原級留置の実態と特別学級の成立

Table 13 U村の職業構成 (単位は戸)

	農 業	商 業	工 業	雑 業	計
専 業	52	83	67	130	332
兼農業		45	31	129	205
兼商業	107		5	19	131
兼工業	18	13		1	32
兼雑業	204	13	7		224
総計	381	154	110	279	924

注1：U村村是(1918)による。

2：雑業のほとんどは漁業である。

況はこれ以前には見当らない。

事例3では、なぜ教科平均成績1という状態で原級留置とならずに、成績が認定されたのであろうか。該当児が1の評価を受けたのは、3年修了時の1923(大正12)年3月と4年修了時の翌24年3月であるが、1923年4月にはU小学校に4学年の劣等児を集めた特別学級が誕生している。そして該当児は、平均評価1で3年を修了後、この劣等児のための特別学級に編入されたと考えられる。原級留置という措置に代わって、特別学級における教育という措置が講じられたのである。

以上の検討から、大正期におけるU小学校の原級留置の基準について述べたい。まず、出席が極端に少なく(出席率50%程度が目安か)、成績がつけられない「無成績」の状態は明らかに原級留置となる。それでは原級に留置される「成績不良」はどの程度であろうか。すでに述べた実態に基づけば、教科平均成績2・操行乙、ないし教科平均成績3・操行丙の程度が原級留置の限界であったと考えられる。この程度の基準の上に、それぞれの個人的な条件等が配慮されて最終的な原級留置の措置が決定されたと考えられる。

しかし、大正の末期になるにつれ、平均評価1の状態でも進級する事例に見られるように、原級留置の基準は変化してゆく(IIIの3参照)。

III. 原級留置児発生の背景と特別学級の設置

1. 原級留置児が生まれる背景

既に述べたように、U小学校では大正期に比較的多くの原級留置児が発生している。ここでその要因について考察したい。

U小学校のあったU村は、1917(大正6)年当時、戸数924戸、人口7,107人で、N郡北部にあって交通、商工業および文化の中心的な地域であった²³⁾。職業別

戸数はTable13に示すとおりで、農業4：商工業3：漁業3の構成となっており、村とはいえ「商工の比率の高い」ことが特徴である²⁴⁾。村の西北部は漁村地域で、地曳き網による鰯漁を中心とした漁業は、家族全員の労働によって成り立っていた²⁵⁾。U村は、歴史的には、大規模な河川工事に伴って人口の集中や商業の発展を見た所であり、そのために旅館や飲食業が繁盛する等の特徴的な発展を遂げてきた²⁶⁾。

村内を3つの川が流れ、大正期に至るまで度々氾濫し²⁷⁾、村に甚大な被害を与えてきた。その上に、1915(大正4)年8月には村の主要部分を焼き尽くす大火があり²⁸⁾、村の財政は一層困難な状況を抱えていた。

このようなU村にあって、U小学校は明治期以来校舎の狭隘に悩まされ、二部授業等の工夫によって教育を維持してきた。しかもこの大火によって、1912(明治45)年に落成したばかりの新しい校舎も類焼した。そのために、1916(大正5)年に村債を起こして校舎を再建することとなり、同年10月起工、翌17年4月落成する。しかし、「教室ノ数ハ、尚五六ノ不足アレドモ公費巨額ニシテ同時ニ建築スルハ頗ル困難ナルノ故ヲ以テ北東側ノ一棟ハ暫ク建築ヲ延期セリ²⁹⁾」というような状況であった。校舎再建までの間は、民家など村内8ヶ所に分散して2部授業が行われた。さらに、新校舎の落成後も分散授業は解消されず、「民家の借館や二部授業」が続くという状況であった³⁰⁾。

こうした混乱と貧困な教育条件が、学力形成上の困難を生じさせたであろうことは想像に難くない。既述のように、1921(大正10)年頃まで原級留置児が多いが、その背景としてこれらのことは重要である。特に、1916～17(大正5～6)年の入学児童に原級留置児が多く見られるが、彼等は大火後の混乱の影響を最も強く受けたと考えられる。

以上のような貧困な教育条件と併せて、家庭における子どもの生活状況も学力形成上多くの問題を有していた。たとえば、U村「村是」(1917年)によると、当時のU村の小学校への出席歩合は「本県ノ平均ニ比シ甚ダ不良」の状況であり、「貧窮ト子守ニ使用スルノ二」がその「大原因」であり、特に「其ノ大部分ハ産業ノ為メニ児童ニ子守ヲナサシメテ欠席セシムルモノ多シ」と述べられている³¹⁾。さらに、高学年になるに従い、農業や漁業に関わる労働力としての期待も増し、学校の出席率は低下し、学業成績を悪化させてゆく。

また、大火後の2年間はU小学校の学齢児童数そのものが激減しており³²⁾、火災の影響により、村内全体の人口流動を見るほどの村民生活の混乱があったと推定

される。

U小学校において原級留置児が比較的高い割合で出現している背景には、以上のような学校全体の低学力をもたらす状況が存在していたのである。

2. 低学力の救済と特別学級の設置

新校舎の落成から6年後の1923(大正12)年、師範付属小学校訓導であったTがU小学校の新しい校長として着任した。当時、U小は、上記のような低学力を生み出す条件を抱えてはいたが、大火後の混乱から落ち着きを取り戻しつつあった時期である。

教授研究の中心的指導校である師範付属小学校から校長として赴任したTは、まずU小児童の低学力の問題に目を向け、その克服に取り組んで行く。学校沿革誌にはその事情を次のように記している。

「校舎狹隘ノタメニ部授業、仮教室ノ使用、村民教育思想ノ低級、ソノ他職員研究向上心ノ欠乏等相俟ッテ学校内部ノ不整頓、児童学力ノ劣等ヲ至セリ、T(実名を略す…戸崎)校長着任スルヤ、コノ点ニ、着眼、之ガ救済策ヲ講ズルコト、校運進展ノ第一歩ナリトシ、専ラ画策スル所アラントス」

こうして、おそらくはTの着任を契機として、同校は、Tの指導により「施設経営の根本方針ノ研究」として、児童の低学力の克服に取り組むことになる。そして1923(大正12)年度は「救済スベキ諸方面ノ考察、其ノ最モ実行容易ナルモノノ実施」の方針を掲げ、「教育教授研究」として次の事項が実践された。

「○各教科トモ水平線マデノ引上げヲ目標トス
○研究的気分作興ノ意味ニ於テ、一二特殊ノ研究ヲナス。

1. 各教科教授細目、各教科ノ根本方針、細目編制ヲ決定
2. 劣等児教育 尋四児童中ヨリ該当者選択特別学級ヲ編制、児童各個ニツキ身体、精神、家庭環境等ニツキ精密ニ調査、教科ノ軽減、疾病ノ治療等ニヨリ救済指導法ヲ研究ス
3. 情操陶冶 図画教育ヘノ努力、学芸会展覧会ノ開設ニヨリツトム、ケダシソノ緒ヲ造ラントスル也³³⁾」

以上のようにU小学校の特別学級は、原級留置児の多さに示される、低学力問題への対応として、「各教科トモ水平線マデノ引上げ」を目標としながら、「学力ノ劣等」の救済策の一環として試みられたものであった。

ここで、当校の特別学級はなぜ4学年に設置されたのかという疑問が残る。U小学校は当時本校と2つの分校を持ち、4学年になって初めて全員本校通学とな

る。このため、4学年から児童数が増加する。U小本校の1923(大正12)年の学級編成を見ると、1~3学年は各学年1学級編成、4~6学年は各学年3学級編成となっている。従って、特別学級編成の可能性の高いのは4学年以上であった。ところで、先の原級留置児の分析から、5・6学年の高学年は留置児が多く、またそれらが容易に退学と結び着くことを明らかにした。こうした事実を生み出している高学年における低学力問題への対応として、4学年からの学力の遅れの克服が目指されたと考えられる。4学年の劣等児を対象に特別学級が試行的に設置されたのは、以上のように、学級編成の可能性と、高学年における低学力問題への対応という観点からであった。

以上の検討から、本学級は比較的成績の劣等な児童を收容し、通常の学力水準への回復を目指した劣等児学級であったと判断できる。学校沿革誌によると、当該学級は翌年5学年進級後も継続され、「進歩セル者ハ、尋5ノ中程位ノ所ニ達セリ」のようになんかの成果を上げたと記録されている。しかし、それ以降の記録は見出せず、いつまで続いたか不明である。

3. 特別学級設置と原級留置措置の変化

先に、教科平均成績が1という成績不良の児童が、原級留置措置を受けずに進級し、特別学級に編入されたと推定できることを述べた。この措置は、成績不良児への教育的対応としての原級留置に変化をもたらされたことを意味している。すなわち、特別学級では、成績が一定の基準に達しない児童に対し、従来の原級留置とは異なり、進級させた上で、児童の「能力」や「成績」の状況に応じて、通常の学級の内容・方法とは異なった(どの程度異なるかはともかくとして)教育を実施しているからである。

成績不良児に対するこのような教育的対応の変化が、結果として原級留置の基準の変化と、原級留置児童数の減少をもたらしていったと考えられる。事実、既に見たように、U小学校の原級留置児の数は大正末期になるにつれて激減している。

こうした原級留置措置に対する変化は、この時期に全国的にも見られ、大正末期には原級留置児が激減する傾向にあることは既に指摘したとおりである。

それではこのような傾向を推進した要因は何であろうか。筆者は次の2点を指摘したい。

第1は、原級留置の実態そのものが、原級留置の教育的効果を否定しているという事実である。原級留置は一つの教育的対応であるが、実態は、上述のように、退学という、より深刻な教育問題を生じさせており、

大正期における原級留置の実態と特別学級の成立

教育措置としては有効に機能していないのが事実であった。従って、原級留置に代わる何らかの教育的対応が必要とされる状況にあったといえる。

第2は、大正期に全国的に広がった、児童の「個性」重視の教育思潮の影響が上げられる。新潟県においても、個性尊重の考えは第1次大戦終了頃から教育界に広く浸透し、定着を見せる³⁴⁾。こうした動向の中で、原級留置を否定し、それに代わって「個性」や「能力」の相違に応じた教育を強調する見解が見られるようになる³⁵⁾。すなわち、それぞれの「個性」に応じた教育を徹底すれば、一人一人に即した教育のあり方が存在し、それゆえに、一定の基準以内の子どもだけが教育の修了者として認められるような考えは問題があるとする見解である。この個性に応じた教育の一形態が特別学級であったと言えよう。U小学校の特別学級もこうした当時の教育状況の影響を受けたものと考えられる。

こうして、原級留置の考え方とその基準が変化していく中で、原級留置児の数も激減しその結果、原級留置として残されるのは、欠席多く「無成績」のような状態の子どもとなる。そして、学業成績不良児に対しては、成績不良の程度やその原因に応じて、「就学免除・猶予」の措置か、または原級留置に代わる何らかの教育的対応がとられるようになってゆくのである。

IV. おわりに

U小学校の事例について、学籍簿の分析を通して原級留置児の実態を明らかにするとともに、その背景および、特別学級設置と原級留置との関連について考察してきた。特に、原級留置について、1学校の事例ではあるが実態的に明らかにできたことは、戦前の成績不良児の実態を解明する上で意義があったと考える。また、学籍簿が児童の実態をある程度総合的に把握できる史料であることも理解できた。

ところで本事例は、原級留置児が直接的に特別学級設置の要因になったものではない。多くの原級留置児の発生は、むしろ、学校全体の低学力問題の反映であり、その低学力を「教育教授」の改善によって克服しようとする1つの試みが特別学級の設置であった。したがって、特別学級という方法での低学力問題への対応は、自ずと原級留置児に影響を与えてゆく。彼等は特別学級に組み込まれ、また原級留置の基準の変化や、その結果による原級留置児数の減少がもたらされてゆく。

今後、原級留置問題について、事例研究による実態解明が積み重ねられ、さらにその上に、それらの比較

研究がなされる必要がある。そうした一連の作業によって、初めて我が国の原級留置問題の実態が明らかにされるであろう。そしてそのことは、戦前の特別学級の性格を、より児童の実態に合わせて明らかにしてゆくことになるであろう。

おわりにあたり、アンケート調査や実地調査、聞き取り調査等でご協力を戴いたU小学校を初め、多くの方々に感謝申し上げます。

なお、本論文は、学籍簿の分析、原稿の執筆共に戸崎が行っているが、分析結果の検討は共同で行った。

文 献

- 1) 梅根 悟(1962): 精神薄弱教育の位置. 精神薄弱児講座, 2. 25, 日本文化科学社.
- 2) 国立教育研究所(1967): 開発段階にあるアジア諸国における Wastage の研究. 国立教育研究所紀要, 56, 7.
- 3) 第3次小学校令(1900)「第23条 小学校ニ於テ各学年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ」
- 4) 松本尋常小学校「日誌」の明治23年度4月1日付けで「落第生」2学級の記録が見られる.
- 5) 樋口長市(1909): 原級留置児童につきて. 教育研究, 65, 1-10.
- 6) 同上
- 7) 国立教育研究所前掲文献. この第1部は「日本の経験—近代日本の初等義務教育における WASTAGE の研究—」, 15-87.
- 8) 『『文部省年報』中の全国的統計資料についても(中略)また WASTAGE の大きさを直截にあらわしている統計はきわめて限定されている. このため WASTAGE の算出は、もっぱら断片的な数値をつなぎあわせあるいは再編成しつつ試みられるが、その精度において制約があり、また中途退学と原級留置の2つの WASTAGE の現象形態を分離把握することも、十分には望みがたかかった」(同上, 21.)
- 9) 戸崎敬子他(1988): 大正期における文部省『全国特殊教育状況』の「特殊教育実施校」に対する実地調査報告 I—特別学級成立要因の仮説的検討—. 高知大学教育学部研究報告, 40, 129-144.
- 10) 松本浩記(1938): 改正学籍簿記入法, 22, 文化書房.
- 11) U小学校の校名については以下の実態調査報告の「特殊教育実施校」の中で確認できる. 文部省

- 普通学務局(1924)：全国特殊教育状況. 社会教育叢書, 8, 70. 同(1927)：同,社会教育叢書, 15, 131. また, U小学校学校沿革誌の大正12年度と13年度の個所に特別学級について記録されている.
- 12) 当時のU村やU小学校の状況についてはU村に生まれ, U小学校を1921(大正10)年3月に卒業し, その後師範学校を修了, 長年教職に就き, 現在は郷土史家として旧U村地区の歴史を研究されているT氏から聞き取りを行っている(1988年5月).
- 13) 原級留置事例103のうち,「原級据置」の用語が82事例(79.6%)を占めている.
- 14) 学校沿革誌.
- 15) 樋口前掲文献, 2.
- 16) 樋口前掲文献, 2-4.
- 17) 樋口前掲文献, 2.
- 18) いわゆる「9,10歳の発達の転換期」といわれるもので, 具体物に依存しない論理的言語を用いた論理的抽象的思考の始まる時期である. 心理科学研究会(1984)：児童心理学試論. 三和書房. 233-249.
- 19) 樋口前掲文献, 3.
- 20) 国立教育研究所前掲文献, 72. 85.
- 21) この時期の学籍簿の様式は,小学校令施行規則(1900)第89条に規定された第10号表により全国的に一律であった.
- 22) 日本学校保健会(1973)：学校保健百年史. 64, 第一法規出版.
- 23) 本論文の分析対象児童80名の範囲内では,成績と「身体状況」記載事項との明確な関連性は見いだせなかった. これらの関連を分析するためには, 全校児童と該当児童との比較が必要であると考えられるが, 本論文では行えない.
- 24) 武田克彦(1983)：U(地名の実名は記さない. 以下同じ. ……戸崎)の四方山話. Uの今昔, 創刊, 18-20.
- 25) U村村是(1918), 新潟市合併町村史編集室(1985)：新潟県合併市町村の歴史資料編, 5, 4.
- 26) 古俣常由起(1983)：学校の四季. Uの今昔, 創刊, 57-58.
- 27) 武田前掲文献, 11-17.
- 28) 前掲U小学校百年誌掲載の年表によると, 明治期から大正期にかけて, 1874, 1891, 1896, 1897, 1905, 1907, 1909, 1914の各年に大洪水が記録されている.
- 29) 新潟新聞(1915年8月6日付け). この火災で約200戸が焼失, 小学校の他に役場,郵便局等が類焼している.
- 30) 前掲U村村是. 38.
- 31) 百周年記念事業実行委員会(1973)：U小学校百年誌. 44-45.
- 32) 前掲U村村是. 38.
- 33) 学校沿革誌によると, U村学齢児童数は1915年(1,054人), 1916年(853人), 1917(843人), 1918年(1,143人), 1919年(1,117人)となっている.
- 34) 学校沿革誌. 大正12年度の項.
- 35) 新潟県教育百年史編さん委員会(1973)：新潟県教育百年史, 大正・昭和前期編. 395-461, 新潟県教育委員会.
- 36) 吉田靈久(1924)児童の落第は否教育的. 越佐教育, 379, 19-21.

—1988.10.31.受稿, 1989.4.22.受理—

Repeating Grades in Public Schools and the Establishment of Special Classes in the Taisho Era: A Case Study of the U Elementary School

Noriko TOZAKI* and Hiroshi SHIMIZU**

**Faculty of Education, Kochi University
(Akebono-cho, Kochi, 780)*

***Faculty of Education, Saitama University
(Shimookubo, Saitama, 338)*

The purpose of this study is to clarify what the actual practices were during the Taisho Era (1912-1926) in relation to having students repeat grades in school, and the relation between problems associated with repeating grades and the establishment of special classes for students who are underachieving. Specifically, this article reports a case study of one school, U Elementary School in Niigata prefecture. In this school, a special class for children who were called "rettoji" was established in 1923. This school was listed in the Ministry of Education's 1924 report "The National Status of Special Education".

At U Elementary School, the old school registers have been preserved, and it was possible to locate in them the names of many students who had repeated grades. We analyzed the contents of these registers to clarify how the practice of having students repeat grades was actually used during that period, and investigated the relationship between problems related to repeating grades and establishment of the special class.

The results were as follows ;

1. Many students repeated grades in the first decade of the Taisho Era (1912-1921) at this school.
2. The grade most commonly repeated was the first grade ; next most common were fifth and sixth grades. Almost all students who repeated lower grades were later promoted to the higher grades, but many students in the higher grades later left school.
3. Some children were exempted from school education during the year in which they were repeating a grades. Many of these children were underachievers because of having an intellectual disability.
4. Arithmetic was the most difficult subject for the students who repeated grades. But the criteria used to decide whether a student would repeat a grade were the average of the student's marks in all subjects, the mark in department, and the rate of absenteeism.
5. Problems of low achievement, which were behind the many students who repeated grades at this school, were mainly caused by the poor educational conditions of this school and the living conditions of the children in this district.
6. In 1923, a special class was established at this school to deal with the problems of low achievement.
7. When the special class was established, the criteria used to decide whether a student would repeat a grade were changed. Generally speaking, at the end of the Taisho Era (in the mid-1920s), there was an attempt to educate children according to their ability. Consequently, the criteria used to decide whether a student would repeat a grade were changed, and the number of students who repeated grades decreased.

Key Words : repeating grades, special class, problems of low achievement, education in Taisho Era (1912-1926)